

第Ⅱ期 中小企業デジタル化応援隊事業

【中小企業等向けFAQ】

No	カテゴリー	質問内容	回答
1	事業概要	「第Ⅱ期 中小企業デジタル化応援隊事業」とは、どのような事業ですか	本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止や事業活動の維持・強化、今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等）等に対応するため、オンライン会議、ECサイト構築、クラウドファンディング、オンラインイベント、テレワーク、RPA等を活用しようとする中小企業等に対し、デジタルツールに精通した専門家を通じてハンズオン支援を提供する事業により、中小企業等の持続的なデジタル化に必要な支援環境を整備することを目的としています。
2	事業概要	令和2年度に実施された「中小企業デジタル化応援隊事業」との違いはありますか？	本事業と令和2年度に実施された中小企業デジタル化応援隊事業（第Ⅰ期事業）では、事業の目的などは同じです。ただし、 ・事業実施期間 ・登録できるIT専門家や中小企業等の範囲や基準 ・IT専門家が中小企業に対して行う支援におけるルール には違いがありますので、詳細については、本事業のホームページ、IT専門家向け手引書、中小企業等向け手引書等をご確認下さい。 第Ⅰ期事業にIT専門家や中小企業等として登録していた方は、本FAQ後半にある「令和2年度 中小企業デジタル化応援隊事業登録者」もあわせてご確認ください。
3	事業概要	「第Ⅱ期 中小企業デジタル化応援隊事業」は中小企業に対する補助事業ですか	本事業は中小企業等に直接補助があるものではなく、中小企業等が課題を抱えている領域に対してIT専門家が支援をした場合に、事務局からIT専門家へ「謝金」をお支払いする事業スキームです。
4	事業概要	「第Ⅱ期 中小企業デジタル化応援隊事業」が対象とする「デジタルツール」を教えてください	本事業が対象とする「デジタルツール」の一例は、以下の通りです。 デジタル化支援領域の一覧は「IT専門家向け手引書」の「3.本事業の対象となるデジタル化支援領域」をご確認ください。 テレワーク、EC構築、ホームページ、RPA導入、グループウェア導入、セキュリティ強化、AI、インターネットバンキング、ERP導入、HR領域デジタル化、社内向け研修デジタル化、オンライン会議導入、オンラインイベント、各SaaS導入検討、IoTツール導入、ペーパーレス推進、DBサーバー、通信環境・サーバー、デジタルマーケティング、IP電話など
5	事業概要	支援してくれるIT専門家とは、どのような人ですか	デジタルツールに精通し、中小企業等のデジタル化を適切かつ効果的に支援する専門家を指します。 なお、IT専門家の範囲は、以下のいずれかを満たすことと定めております。 ・個人として本事業への参加を希望するIT専門家になる者・副業・兼業をする者で、副業・兼業の場合は所属先から許可をもらっていること。 ・中小企業等経営強化法に定められた認定情報処理支援機関としての認定を受けた法人（以下SMEサポーター）に所属する者であること。 ※個人のフリーランスと活動の実態は変わらずに法人として活動をおこなっている一人会社（いわゆるフリーランスの法人成）の方も対象となります。
6	事業概要	「第Ⅱ期 中小企業デジタル化応援隊事業」のスキームを何度も利用することはできますか	複数回にわたりご利用いただくことは可能です。ただし以下の注意点がございます。 ※1人のIT専門家あたり事務局が支払う謝金の累積の合計が第Ⅰ期と第Ⅱ期の通算で150万円（税込）を超えることはできません。 ※1 中小企業等あたり事務局が補助する謝金の累積の合計が第Ⅰ期と第Ⅱ期の通算で30万円（税込）までです。 ※1つの支援において、支援できるIT専門家は1人です。

7	事業概要	支援先対象となる企業の範囲を教えてください	<p>支援先対象となる基準は、「中小企業者等向け手引書」の「2.本事業の対象となる中小企業者等 範囲と基準」をご確認ください。</p> <p>※以下は基準の一部をご紹介します。すべてではございませんのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国内で登記していること。 ・日本国内で納税していること。ただし、まだ決算を終了していない会社は開業届や帳簿などの実績が確認できる書類を提出できること。 ・中小企業等経営強化法に定められた認定情報支援機関としての認定を受けた法人ではないこと。
8	事業概要	海外法人も本事業の支援対象になりますか	対象外となります。国内に本籍を置く中小企業等が対象となります。
9	事業概要	個人事業主も本事業の支援対象になりますか	<p>本事業が定める支援対象の範囲と基準を満たしていれば、個人事業主も対象となります。</p> <p>具体的な範囲と基準は、「中小企業者等向け手引書」の「2.本事業の対象となる中小企業者等 範囲と基準」をご確認ください。</p>
10	事業概要	株式会社でない場合（個人事業主・NPO組織など）でも、本事業の支援を受ける対象になりますか	<p>株式会社でなくても、本事業の支援対象になります。ただし、本事業が定める中小企業等の範囲・基準を満たす必要があります。</p> <p>具体的な範囲と基準は、「中小企業者等向け手引書」の「2.本事業の対象となる中小企業者等 範囲と基準」をご確認ください。</p>
11	事業概要	中小企業等の負担はいくらになりますか	<p>要件を満たす支援提供を行ったIT専門家に対して、最大3,500円/時間(税込)の謝金が事務局から支払われるため、中小企業等の実費負担額は、支援単価から最大3,500円/時間(税込)の謝金を差し引いた金額となります。</p> <p>※IT専門家の支援単価については、双方合意の上自由に設定いただけます。</p> <p>※1時間あたり最低500円(税込)の中小企業による実費負担が必要となります。</p> <p>※単価は1支援につき1つの単価となります。単価を変える必要がある場合には、「支援計画」(=業務委託契約)を分ける必要があります。</p> <p><支援単価/謝金/実費負担の例（下記の例は全て消費税込の金額）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援単価： 2,000円の場合、謝金単価：1,500円、実費負担： 500円 ・支援単価： 3,700円の場合、謝金単価：3,200円、実費負担： 500円 ・支援単価： 4,000円の場合、謝金単価：3,500円、実費負担： 500円 ・支援単価： 10,000円の場合、謝金単価：3,500円、実費負担： 6,500円
12	事業概要	1 中小企業等あたりの謝金上限額はいくらですか	<p>1 中小企業等あたり事務局が補助する謝金の累積の合計は第1期と第Ⅱ期の通算で30万円(税込)までとなります。</p> <p>※1人のIT専門家あたり事務局から支払われる謝金の累積の合計は第1期と第Ⅱ期の通算で150万円（税込）までです。</p>

13	事業概要	この事業の実施期間はいつからいつまでですか	<p>実施期間に関する期限は下記の通りとなります。</p> <table border="0"> <tr> <td>①IT専門家・中小企業等の本事業への登録受付期限</td> <td>令和3年 9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>②IT専門家と中小企業等による支援計画の契約締結の期限</td> <td>令和3年11月30日まで</td> </tr> <tr> <td>③IT専門家による支援の完了及び支援実施報告の期限</td> <td>令和3年12月17日まで</td> </tr> <tr> <td>④IT専門家による謝金申請の期限</td> <td>令和3年12月24日まで</td> </tr> <tr> <td>⑤事務局事業の実施期限</td> <td>令和4年 2月28日まで</td> </tr> </table> <p>ただし、第Ⅱ期事業予算が上限に達する見込みがある場合は、上記の期限に関係なく登録受付および契約締結を締め切ります。(予算が上回る事が予見された時点で、中小企業等およびIT専門家に対して早急に周知を行います) ※IT専門家による支援の完了及び支援実施報告や謝金申請が期限内に完了していない場合、IT専門家への謝金の支払いが出来ませんので、ご注意ください。 各期限に関する注意事項については、本事業のホームページの各種期間をご確認ください。</p>	①IT専門家・中小企業等の本事業への登録受付期限	令和3年 9月30日まで	②IT専門家と中小企業等による支援計画の契約締結の期限	令和3年11月30日まで	③IT専門家による支援の完了及び支援実施報告の期限	令和3年12月17日まで	④IT専門家による謝金申請の期限	令和3年12月24日まで	⑤事務局事業の実施期限	令和4年 2月28日まで
①IT専門家・中小企業等の本事業への登録受付期限	令和3年 9月30日まで												
②IT専門家と中小企業等による支援計画の契約締結の期限	令和3年11月30日まで												
③IT専門家による支援の完了及び支援実施報告の期限	令和3年12月17日まで												
④IT専門家による謝金申請の期限	令和3年12月24日まで												
⑤事務局事業の実施期限	令和4年 2月28日まで												
14	登録関連	中小企業等の登録手順について教えてください	中小企業等の登録手順は、「中小企業等向け手引書」の「5. 中小企業等の登録」をご確認ください。										
15	登録関連	中小企業等が登録する際、どんな項目を登録する必要がありますか	ご登録いただく項目と入力時の注意事項は、「中小企業等向け手引書」の「5.2. 中小企業登録フォームの記入方法①②」をご確認ください。										
16	登録関連	一度登録した中小企業情報を、更新・修正することはできますか	<p>登録した中小企業情報のご変更は可能です。 ただし、事業者名、事業者名カナ、主な業種、法人番号、資本金、前期の売上高、従業員数は、登録の際の審査項目となりますので、登録後に変更できません。変更が必要な場合には、原則、中小企業等としての再登録となります。</p> <p>登録情報の変更方法は、「中小企業等向け手引書」の「6.2. 登録情報の確認・変更方法」をご確認ください。</p>										
17	登録関連	法人番号がない場合、どのように登録すればよいですか	法人番号がない場合は、中小企業登録登録フォーム上で非法人格を選択し、屋号等を入力してください。 その場合、本事業で定める中小企業等の範囲と基準を満たすかを確認するための書類の提出も必要となりますので、「中小企業等向け手引書」の「5.3. 法人格のない中小企業等が登録する際に必要な書類」をご確認ください。										
18	登録関連	中小企業等の登録申請から審査結果通知までに、どのくらいの期間を要しますか	事務局による登録情報の確認～審査結果通知には、申請受領後1～3営業日程度頂戴しております。 ただし、多数の登録申請数を受け付けた場合に多少お時間を頂く場合がございますので、予めご了承ください。										
19	登録関連	中小企業等の登録情報が、IT専門家とのマッチング用途以外に利用されることはありますか	<p>事務局が取得した個人情報を含む企業情報は、IT専門家とのマッチング以外に、本事業の運営上以下の目的で用ことがあります。 ※ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業における対象支援の審査・選考・事業管理のため。 (審査には、国(独立行政法人を含む。))及び申請書記載の認定市区町村又は認定連携創業支援等事業者、金融機関等に対し、当該機関の実施する謝金の支払い又は謝金申請内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む) ・謝金額決定後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。 ・申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。 										

20	登録関連	中小企業等の登録情報の公開範囲はどこまでですか	中小企業登録情報の閲覧権限は、当該企業の担当者・IT専門家・事業推進パートナー・事務局となります。 なお事務局は、IT専門家と利用規約に基づく契約、事業推進パートナーと業務委託契約を取り交わしております。
21	登録関連	支援者となるIT専門家の身元確認・本人確認は行っていますか	IT専門家に対して、登録時に身元確認のための書類提出をお願いしております。 その書類をもとに、事務局が定める複数の基準に基づき、事前審査を行っております。
22	登録関連	中小企業等が本事業に登録するにあたって、費用はかかりますか	費用は発生いたしません。
23	登録関連	中小企業等が本事業に登録できるのは、いつからいつまでですか	本事業の登録申請の受付期限は、令和3年9月30日までとなります。 登録申請の開始時期につきましては、期日が決まり次第、本事業ホームページの新着情報等でお知らせ致します。 ※登録後のIT専門家と中小企業等間での契約締結、支援実施報告、謝金申請のそれぞれに期限がありますので、詳しくは事業ホームページをご確認ください。
23	登録関連	子会社はどのような扱いになりますか	別法人扱いとなります。親会社・子会社それぞれで中小企業登録をしていただく必要がございます。
24	登録関連	親会社が子会社のデジタル推進業務を担当している場合の扱いはどのようになりますか	契約主体社＝役務提供主体社でご統一ください。したがって、本事業への登録は契約主体社である子会社名義でお願いいたします。
26	相談案件	「相談案件」の登録手順について教えてください	「相談案件」の登録手順や書き方について、相談案件ガイドブックを用意しています。 ・事業ホームページ ・事業専用システムにログイン後のマイページの相談案件管理タブや相談案件登録フォームの概要の下段 ・中小企業登録審査完了通知メール のリンクから「相談案件ガイドブック」をご参照頂けますので、是非ご確認ください。 あわせて「中小企業者等向け手引書」の「7.相談案件の登録」もご確認ください。
27	相談案件	一度登録した「相談案件」を、更新・修正することはできますか	「相談案件」をご登録後、登録内容のご変更は可能です。ただし、事務局による審査が完了した案件は変更できません。 「相談案件」変更の詳細は、「中小企業者等向け手引書」の「7.3.登録した相談案件の確認・編集」をご確認ください。
28	相談案件	「相談案件」の内容をどう入力したらいいかわからず、困っています	「相談案件」の登録手順や書き方について、相談案件ガイドブックを用意しています。事業ホームページや事業専用システムにログイン後のマイページの相談案件管理タブや相談案件登録フォームの概要の下段のリンクから参照頂けますので、是非ご確認ください。 ご参照いただいてもお困りの場合には、本事業の事務局までお問い合わせください。 『相談案件の作成方法を聞きたい』とお申し出いただければ、サポートさせていただきます。

29	相談案件	複数の部署で「相談案件」を登録することはできますか	<p>1つの中小企業が、複数の部署で「相談案件」を登録いただくことはもちろん可能です。ただし、以下の点にご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1つの中小企業が、同一内容の「相談案件」を複数登録する事はできません。 ・1つの支援において、支援できるIT専門家は1人です。 ・1つの中小企業が複数のIT専門家の支援を希望される場合には、支援案件を分けていただく必要がございます。
30	相談案件	登録した「相談案件」を非公開にすることはできますか	<p>登録した相談案件に対して、IT専門家から支援計画の提案が実施され、それ以外の支援計画の提案が不要になった段階で相談案件を非公開にすることができます。相談案件編集画面の「公開/非公開」にて非公開を選択いただければ、非公開設定となります。</p> <p>※「非公開」に設定した後は、IT専門家が当該相談案件を見つけることが出来なくなります。必ずIT専門家が決まってから「非公開」にしてください。何らかの理由により、再度、相談案件を公開することになった場合には、こちらの画面で「公開」に変更することで、再び相談案件一覧に掲載することは可能です。</p> <p>詳しくは「中小企業等向け手引書」の「7.5.登録した相談案件の非公開」をご確認ください。</p>
31	相談案件	「相談案件」を登録せずにIT専門家に「支援計画」の提案を依頼することはできますか	<p>相談案件の登録前で既にIT専門家とマッチングしており、支援の依頼内容をIT専門家が把握している場合は、相談案件を登録せずに、そのIT専門家に直接支援計画の提案を依頼することができます。</p> <p>「IT専門家への提案依頼登録」画面に必要事項を入力し、画面下の「IT専門家へメール送信」ボタンをクリックしてください。マッチング済みのIT専門家の登録メールアドレスに提案依頼のメールが送信されます。その後、IT専門家が支援計画の提案を実施すると、他の支援計画と同様にマイページの支援計画一覧に表示されます。</p> <p>詳細は「中小企業等向け手引書」の「7.6.直接提案依頼の登録」をご確認ください。</p>
32	マッチング	IT専門家とのマッチング方法が知りたいです	<p>中小企業等とIT専門家は、下記に示すような方法で支援を実施する相手先（候補先）とマッチングし、「支援計画」の検討をすすめます。</p> <p><登録段階で未マッチングの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局マッチング <p>事業専用システム（Meetup）上で、中小企業等が作成した相談案件の中からIT専門家が提案したい内容を探して支援計画を提案。その後、Meetup等を通じて中小企業等に連絡をとり、2者間で支援領域、内容、方法等について協議・合意の上、支援を実施するパターン</p> <p>また中小企業が登録した相談案件とIT専門家の登録情報から、事務局がIT専門家に中小企業等を紹介し、提案を依頼する場合もございます。</p> <p><登録段階でマッチング済の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セルフマッチング <p>IT専門家と中小企業等で既に面識があり、2者間で支援領域、内容、方法等について協議した上で本事業にエントリーして支援を実施するパターン</p>
33	マッチング	契約前にIT専門家と面談する機会がありますか	<p>事務局としてはIT専門家との面談の機会を設けておりません。</p> <p>事業専用システム（Meetup）のメッセージ機能を使って中小企業等が登録した相談案件の内容や、相談案件に対するIT専門家による支援計画の提案内容について、双方でメッセージのやりとりをしていただく可能です。</p>

34	マッチング	マッチングしたIT専門家と連絡が取れません	本事業の事務局までお問い合わせください。新たなIT専門家をご紹介させていただきます。 TEL番号：030-6833-2525 ※お問合せ時間：平日：9：00-17：00土日祝年末年始(12月29～1月3日)除く
35	支援領域	デジタルツール導入支援にあたって、何を、どこまで依頼すればいいのかが分かりません	事業システム上で「相談案件」を作成・登録いただく際、概要欄にデジタル課題把握からの支援をご希望される旨を記載してください。 なお相談案件の書き方や登録手順については、本FAQのNo26でも説明している「相談案件ガイドブック」をご参照ください。
36	支援領域	興味のある支援領域はあるが、自社への事業への活用イメージがつかみません	本事業は中小企業等の個々の状況に合わせた形で支援を提供することを目的としております。 ご関心のある領域の支援が、中小企業等の事業推進化に適しているか、検討する段階からご支援することも可能です。 事業システムにて「相談案件」を作成・登録いただく際、対象となる支援領域をお選びいただいた上で概要欄にその旨をご記載ください。その前提を理解した上でIT専門家をご支援いたします。
37	支援領域	ハードウェア・ソフトウェアの購入は、謝金の対象になりますか	ハードウェア・ソフトウェアの購入またはリース費用は、謝金の対象外となります。 本事業は、中小企業等に対する補助事業ではなく、中小企業等が課題を抱えている領域に対してIT専門家が支援をした場合に、事務局からIT専門家へ「謝金」をお支払いする事業スキームであるためです。
38	支援領域	謝金対象となる支援業務の範囲を教えてください	デジタルツールの導入・推進にあたって必要な支援であり、準委任規約に基づく支援業務であれば対象となります。 契約開始後の打合せ準備も謝金の対象です。 コンテンツ制作やデザイン作成等といった請負契約の業務は謝金の対象外ですので、ご注意ください。
39	支援領域	謝金の対象外となる業務はありますか	本事業は準委託規約に基づき業務委託契約を結ぶものであり、コンテンツ制作やデザイン作成等の請負契約については、本事業の支援には含まれません。 また中小企業等とIT専門家間で本事業における業務委託契約を締結する前に実施した支援は対象となりませんので、ご注意ください。
40	支援領域	デジタルツール開発そのものを、IT専門家に依頼することはできますか	デジタルツール（コンテンツ）の開発・制作そのものの費用については謝金の対象となりません。 時給換算が可能な、開発に関する相談等の支援についてのみが対象となります。 長期間を要する開発を予定される場合は、以下の点を事前にご確認いただいた上で支援をご依頼ください。 ・IT専門家による支援実施報告の期限は、令和3年（2021年）12月17日までとなります ・1つの支援案件の期間が1つの支援案件の期間が6か月を超えないこと(業務委託契約締結日から起算)に注意して支援計画をたて、支援を進めてください ・1人のIT専門家あたり事務局が支払う謝金は、第Ⅰ期と第Ⅱ期の通算での累積の合計が150万円（税込）を超えることはできません。 また1中小企業あたり事務局が補助する謝金は、第Ⅰ期と第Ⅱ期の通算での累積の合計が30万円(税込)を超えることはできませんので、ご注意ください。 ※上限を超えて支援継続を中小企業等から依頼される場合、また開発そのものを中小企業棟から依頼された場合は、本事業の準委任契約とは別に、個別で中小企業等とIT専門家の間でご契約ください
41	支援領域	デジタルツール導入プロセス（導入検討～導入後）において、どこまでが謝金の対象になりますか	デジタルツールの導入・推進にあたって必要な支援であり、準委任規約に基づく支援であれば、導入検討支援～導入後のデジタルツールの円滑な運用・利用を目的とした支援の業務まで、謝金の対象となります。

42	支援領域	IT導入補助金に関するコンサルティングまたは役務提供といった支援は、謝金対象になりますか	対象になります。本事業では、IT導入補助金等のデジタル関連の公的支援に関する申請支援についても、謝金対象としております。
43	支援領域	導入済みデジタルツールの利用促進支援は、謝金の対象になりますか	デジタルツールの円滑な運用・持続的な推進にあたって必要な支援であり、準委任規約に基づく支援に関しては対象になります。
44	支援提供パッケージ	「支援提供パッケージ」とは、どのようなものですか	支援提供パッケージは、標準的な支援の流れと進める上で必要な資料様式をまとめたもので、以下を実現するために開発されました。 ・中小企業の個々の状況(デジタル化度合いや経営課題等)に合わせた形での支援提供 ・IT専門家による支援の水準向上や効率化 詳しくは、詳しくは、事業HPメニューの「支援提供パッケージ」(https://digitalization-support.jp/packages) または「中小企業等向け手引書」の「7.3.相談案件の登録(支援提供パッケージを用いた支援を希望する場合)」をご確認ください。
45	支援提供パッケージ	IT専門家が「支援提供パッケージ」を利用することは必須ですか	必須ではありません。中小企業等が「支援提供パッケージ」を利用した支援を希望される場合、IT専門家が「支援提供パッケージ」を利用することでより良い支援が実施できると判断した場合に、是非ご利用ください。
46	支援提供パッケージ	「支援提供パッケージ」を本事業以外にも利用することは可能ですか	「支援提供パッケージ」を本事業以外で利用することはできません。 なお、事務局が提供する支援提供パッケージおよび当該パッケージの翻訳、翻案、複製、改変等することにより発生した知的財産権、ならびに汎用的に利用可能なアイデア、ノウハウ、手法、知見、情報等のコンテンツは、事務局(アデコ株式会社)に帰属いたします。
47	支援提供パッケージ	「支援提供パッケージ」を使った支援を希望する場合、どのようにIT専門家へ依頼をすれば良いですか	相談案件登録の際、案件概要欄に利用希望の意向をご記載いただければ、支援提供パッケージを用いた支援計画の提案が受けられます。 また、IT専門家とのマッチング後に「支援提供パッケージ」の利用検討をされる場合は、支援計画の作成を2者間で行う際にIT専門家へ利用したい旨を直接お伝えください。
48	支援計画	支援活動中における、IT専門家の働き方(稼働時間帯・曜日など)を定めたガイドラインはありますか	支援活動中のIT専門家の働き方に関するガイドラインは、事務局としては特に定めておりません。 具体的な働き方については、中小企業とIT専門家の間で協議いただき、双方合意した内容にしたがって支援をご依頼ください。
49	支援計画	支援活動中に「支援計画」の内容を変更する必要がある場合、どのように対処すればよいですか	支援が進む上で内容に変更が必要な場合には、IT専門家と中小企業等の間での相談・合意の上で、既に開始している支援を終了し、別途、新たに「支援計画」を作成して、業務委託契約締結後に支援を開始して頂くようお願いいたします。 ※支援内容そのものの変更がない場合でも、支援時間(計)が追加になる場合については、追加分の別契約が必要になります。

49	支援計画	契約時の「支援計画」に記載された支援時間を超過することが想定される場合は、どのように対処すればよいですか	支援内容そのもの変更がない場合でも、支援時間(計)が追加になる場合は、追加分の別契約が必要になります。 ※1人のIT専門家あたり事務局が支払う謝金は、第Ⅰ期と第Ⅱ期の通算での累積の合計が150万円(税込)を超えることはできません。 ※1中小企業等あたり事務局が補助する謝金は、第Ⅰ期と第Ⅱ期の通算での累積の合計が30万円(税込)を超えることはできません。
50	支援活動	Webでのミーティングしか対応できないとIT専門家に言われました	本事業では、ミーティングを含む支援業務の作業場所に関する制限はございません。 契約締結前に中小企業等とIT専門家間で支援業務の実施場所を協議いただき、合意内容に基づきご対応くださいますようお願いいたします。
51	支援活動	IT専門家が一つのサービス or 商品を強く推薦してきます	本事業では中小企業等の課題に応じた支援を目指しており、予め特定のサービス等に依存しないかたちで支援できる能力を有する方をIT専門家として登録しております。当該IT専門家に対して、様々なサービスを比較検討した上で導入するサービスを決めたい旨をお伝えください。それでもなお1つのサービスのみを紹介される場合には、IT専門家の登録基準を満たさないため、事務局までご連絡ください。
52	契約 (利用規約・準委任規約)	支援期間中にIT専門家との契約解除はできますか	支援開始後、支援計画について何らかの事由で支援遂行が困難になった場合、双方で協議を行い、履行割合に応じて支援実施報告を行った上で、中途解約処理を行ってください。 中途解約の手続きは、「中小企業等向け手引書」の「9.4.支援を実施する際の注意事項」をご確認ください。 ※双方の協議による解決が困難な場合は、事務局にご連絡ください。事務局にて状況を確認した上で中途解約処理を進めて頂きます。 ※中小企業とIT専門家の2者間契約について、事務局では紛争解決を行うことはできませんので、予めご了承ください。
53	契約 (利用規約・準委任規約)	契約を結ぶべき対象と契約形態を教えてください	本事業を利用する中小企業等は、以下の形態で契約を締結する必要があります。 ・中小企業等－事務局間：利用規約に基づく契約 ・中小企業等－IT専門家間：業務委託契約（「支援計画」+ 準委任規約） ※本契約の締結がないと、謝金のお支払いはできません。 ※納品物に対する契約（請負契約）はできません。 ※第Ⅰ期と同一の支援を受けることはできません。
54	契約 (利用規約・準委任規約)	IT専門家と締結する業務委託契約の手順を教えてください	IT専門家との業務委託契約締結までの手順は、「中小企業等向け手引書」の「8.支援計画についてのIT専門家との協議と業務委託契約締結」をご確認ください。
55	契約 (利用規約・準委任規約)	複数のIT専門家から支援を受けることはできますか	本事業の実施期間中に、複数のIT専門家から支援を受けることは可能です。ただし、以下の点にご注意ください。 ・1つの支援において、支援できるIT専門家は1人です。 ※1人のIT専門家あたり事務局が支払う謝金の累積の合計が第Ⅰ期と第Ⅱ期の通算で150万円(税込)を超えることはできません。 ※1中小企業等あたり事務局が補助する謝金の累積の合計が第Ⅰ期と第Ⅱ期の通算で30万円(税込)までです。
56	契約 (利用規約・準委任規約)	1中小企業等あたり、いくつの領域まで契約することができますか	支援領域数に制限はございません。同じ期間に複数領域の支援を受けることも可能です。 ※1人のIT専門家あたり事務局が支払う謝金の累積の合計が第Ⅰ期と第Ⅱ期の通算で150万円(税込)を超えることはできません。 ※1中小企業等あたり事務局が補助する謝金の累積の合計が第Ⅰ期と第Ⅱ期の通算で30万円(税込)までです。

57	契約 (利用規約・準委任規約)	1支援に対して終了期限はありますか	原則、支援の終了期限については、中小企業等とIT専門家の間でお決めください。ただし、以下の点にご注意ください。 ・1つの支援案件の期間が6か月を超えないこと(業務委託契約締結日から起算)に注意して支援計画をたて、支援を進めてください。 ・IT専門家による支援実施報告の期限が令和3年2月28日までですので、期限内に報告等が完了していないと、謝金の支払いができない場合があります。 ・IT専門家による支援完了及び支援実施報告の期限が令和3年12月17日となり、終了期限を超えた部分は謝金の対象となりません。期限までに事務局が本事業のために用意する専用システム「Meetup」で支援実施報告を終了している必要がありますので、IT専門家が期限までに余裕をもって、支援及び支援実施報告、謝金申請を行うことができるよう、ご協力をお願いします。
58	契約 (利用規約・準委任規約)	IT専門家との契約内容について両者合意の元で別途覚書を締結することは可能ですか	支援提供に書籍の新規購入が必要なことや本事業の謝金・旅費規程に該当しない旅費が発生する場合など、特別な事項が発生すると考えられる場合は、2者間で予め合意したうえ「支援計画」の特記事項欄にご記載ください。ただし、「支援計画」に書かれた内容について、準委任規約と相反する内容があった場合は、準委任規約が優先されます。
59	契約 (利用規約・準委任規約)	契約締結前のやりとり・MTGに対して、IT専門家への支払いは必要ですか	契約締結前のメッセージのやりとり・MTG時間は、謝金の対象外であり、中小企業等からのお支払いは原則不要です。
60	契約 (利用規約・準委任規約)	企業からIT専門家に対する支払いは時間給以外は認められていますか	中小企業等とIT専門家の間では、準委任規約に基づく業務委託契約を締結いただくため、成果報酬ではなく、時間給でのお支払いとなります。MTGの準備等も時間給に換算されますため、おおよそMTG準備にどれぐらいの時間を要するか(中小企業等としてお支払いできる金額はいくらなのか)につきましては、事前に中小企業等とIT専門家の間ですり合わせるようお願いいたします。
61	契約 (利用規約・準委任規約)	本事業を使って自社の従業員の副業として自社のデジタル化を支援してもらうことはできますか	IT専門家が、自身が所属する法人に対して支援を行う行為は、本事業においては禁止しております。本事業はデジタル化に必要なリソース(ヒトやお金など)が不足する中小企業等への支援となります。
62	契約 (利用規約・準委任規約)	中小企業登録の前後に、契約文面を確認することはできますか	事務局との間で締結する「利用規約」、IT専門家との間で締結する「準委任規約」のいずれも、事業ホームページからいつでもご確認いただけます。
63	契約 (利用規約・準委任規約)	既に類似した契約を専門家と締結し、稼働進めている案件がある場合でも、本事業の謝金対象になりますか	対象にはなりません。本事業に登録したIT専門家と業務委託契約を締結いただくことが前提となります。
64	契約 (利用規約・準委任規約)	個人情報を取り扱っています。契約書ひな形とは別にNDAや個人情報取り扱いに関する取り決めをした上で契約締結をしたいです	問題ございません。中小企業等とIT専門家の双方間で協議のうえ契約を進めてください。ただし、2者間の契約と準委任規約の内容が相反した場合は、準委任規約の内容が優先されます。
65	契約 (利用規約・準委任規約)	準委任規約を変更することはできますか	準委任規約は、本事業の要件に合致するよう策定されております。準委任規約に抵触しない事項を追加されたい場合は、「支援計画」の特記事項に記載していただくようお願いいたします。ただし、万が一準委任規約の内容を変更する必要がある場合は、本事業の要件から外れる可能性が高まりますため、予め事務局までご相談ください。 ※業務委託規約の特定の条項を削除することはできません。

66	契約 (利用規約・準委任規約)	IT専門家へお支払いする際、源泉徴収を行う必要はありますか	IT専門家への実費負担分の支払いの際に、振込先口座が個人の場合は源泉徴収を行ってください。 ※源泉徴収に関する詳細は、最寄りの税務署までお問合せください。
67	請求・支払	IT専門家からの請求書に疑義があった場合の対応について教えてください	事業専用システム（Meetup）上に掲載される中小企業向け請求書の内容に疑義がある場合には、請求書受領日から原則5日以内にIT専門家に対して申し立てをおこない、IT専門家と協議をしてください。また、協議結果を事務局までご連絡をお願いいたします。 事業専用システム（Meetup）に掲載される中小企業向け請求書の確認方法については、「中小企業等手引書」の「10.2. IT専門家からの請求書の確認」をご確認ください。
68	請求・支払	IT専門家から交通費実費の請求がありました	本業務に伴って発生する交通費の費用負担については、IT専門家と中小企業の2者間協議の上、事前に合意した内容に基づきご対応ください。なお、IT専門家が中小企業等に対して支援を実施した際に、片道の移動距離100Km以上の場合の旅費について、同一中小企業等-IT専門家間で往復1回分に限り事務局よりお支払い致します。
69	請求・支払	中小企業が、IT専門家に対して書籍等の購入費や交通費等の実費を支払うことは可能でしょうか	本業務に伴って発生する交通費、宿泊費、関連する資料の閲覧・謄写・購入費、コピー代その他の実費及び対価又は諸経費の支払いに関して発生する銀行手数料等の費用とその負担先については、2者間で事前に協議し、双方で合意した内容に従ってご対応ください。
70	請求・支払	IT専門家から報酬の受け取りを辞退されました	報酬の支払い・受け取りの対応につきましては、中小企業等とIT専門家の2者間で協議の上ご決定ください。
71	請求・支払	支援実施を進めるにあたって、中小企業が注意すべきことはなんですか	支援実施を進めていただくにあたって、中小企業等には以下の点に御留意いただきますよう、お願いいたします。 ・中小企業等、IT専門家間で合意した「支援計画」に沿って、IT専門家が支援を実施いたします。 ・「支援計画」作成時にステップ毎の支援を計画した場合、そのステップ毎にIT専門家が支援実施報告をする必要がございます。 ステップ毎の支援実施報告では、支援内容に加えて①稼働時間②実施を証明するためにステップ開始時・ステップ終了時に中小企業等とIT専門家が写っている写真が必要になりますため、写真の撮影にご協力をお願いいたします。 ※IT専門家が作成した支援実施報告は、中小企業等も事業専用システム（Meetup）上で確認することができますので、支援実施中及び支援実施後にご確認をお願いします。 IT専門家による支援実施報告の確認につきましては、「中小企業等向け手引書」の「9.3. 支援実施報告の確認」をご確認ください。
72	請求・支払	IT専門家に対する支払いを、弊社の支払いサイトで対応したい	中小企業等からIT専門家への支払い方法・期日などについては、契約時に2者間で合意した内容に基づき行ってください。 詳細は「支援計画」の特記事項に記載いただくよう、お願いいたします。

73	令和2年度「中小企業デジタル化応援隊事業」登録者	令和2年度「デジタル化応援隊事業」で登録していた場合、本事業は利用できますか	<p>令和2年度に実施した「中小企業デジタル化応援隊事業」（第Ⅰ期事業）で登録を完了していたIT専門家と中小企業等は、第Ⅱ期 中小企業デジタル化応援隊事業（本事業）において、利用開始時の初回ログイン時に第Ⅱ期の利用規約に同意頂くことで、第Ⅰ期の情報を引き継いで利用を開始することができます。</p> <p>その際のログインIDとパスワードは第Ⅰ期事業で登録したものと同じです。</p> <p>ただし、第Ⅰ期事業において、登録取消処分を受けた中小企業等は、中小企業等又はIT専門家のいずれの立場であっても第Ⅱ期事業に登録することはできません。</p> <p>同様に第Ⅰ期事業において、登録取消処分を受けたIT専門家は、中小企業等又はIT専門家のいずれの立場であっても第Ⅱ期事業に登録することはできません。</p> <p>また、謝金の上限額についても以下をご確認ください。</p> <p>※1人のIT専門家あたり事務局が支払う謝金の累積の合計が第Ⅰ期と第Ⅱ期の通算で150万円（税込）を超えることはできません。</p> <p>※1 中小企業等あたり事務局が補助する謝金の累積の合計が第Ⅰ期と第Ⅱ期の通算で30万円(税込)までです。</p>
74	令和2年度「中小企業デジタル化応援隊事業」登録者	令和2年度「デジタル化応援隊事業」で登録していた場合、本事業に別の利用者として登録することは可能ですか	<p>同一のIT専門家が第Ⅰ期と第Ⅱ期で別々のユーザとして登録することはできません。</p> <p>同様に同一の中小企業等が第Ⅰ期と第Ⅱ期で別々のユーザとして登録することはできません。</p>
75	令和2年度「中小企業デジタル化応援隊事業」登録者	令和2年度「デジタル化応援隊事業」で登録されていた相談案件はどのようになりますか	<p>令和2年度「デジタル化応援隊事業（第Ⅰ期事業）」において中小企業等が登録した相談案件は、第Ⅱ期にデータを引き継ぎ、登録されている状態になっております。</p> <p>第Ⅰ期から引き継いだ相談案件に関しては、ステータスが「未申請」の状態を引き継がれています。再度申請される場合、支援期間等を変更いただいたうえで「審査を申請する」ボタンを押してください。 ※特に支援希望期間の項目は空白になっており、空白のままでは申請できませんので、相談内容の見直しとあわせて入力をお願い致します。</p>
76	令和2年度「中小企業デジタル化応援隊事業」登録者	令和2年度「デジタル化応援隊事業」で登録されていた支援計画はどのようになりますか	<p>令和2年度「デジタル化応援隊事業（第Ⅰ期事業）」においてIT専門家が作成した支援計画は、第Ⅱ期にデータを引き継ぎ、登録されている状態になっております。</p> <p>※第Ⅰ期から引き継いだ支援計画に関しては、ステータスが「一時保存」の状態を引き継がれています。再度提案される場合、相談案件の内容をご確認頂いた上で、支援期間などを修正し、改めて支援計画の提案を行ってください。</p>
77	その他	事務局からのメールが届きません	<p>事務局からのメールが届かない場合は、以下ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールソフトによっては自動的にごみ箱・迷惑メールフォルダに移動されている場合もありますので、各フォルダをご利用メールソフトの設定をご確認ください。 ・指定受信設定をされている場合は、ドメイン"digitalization-support.jp"を受信可能に設定してください。
77	その他	ログインIDを忘れました	<p>ログインIDは、中小企業登録フォームから登録いただいた「メールアドレス」になります。</p> <p>事務局からお送りしている「中小企業登録審査完了」通知メールよりご確認ください。</p>

78	その他	パスワードを忘れました	<p>パスワードの再設定を行なっていただけます。再設定の手順は以下の通りです。</p> <p>システムのログインページ（https://meetup.digitalization-support.jp/accounts/login）にアクセスしてください。 「パスワードを忘れた方」をクリックすると、パスワード再設定画面が表示されますので、表示内容に従ってパスワード再設定処理を行ってください。</p> <p>※パスワードを5回連続で間違えるとログインができなくなります。ログインできなくなった場合には、事務局までメールにてご連絡ください。</p>
80	その他	事業に関するアンケートはありますか	<p>中小企業等にご協力いただくアンケートは、2種類ございます。いずれも回答必須となっておりますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1支援ごとに対するアンケート（1支援の全ステップが終了し事務局からIT専門家へ謝金をお支払いした後、中小企業等に実施いたします） <p>なお、このアンケート結果の一部については、IT専門家に共有され、IT専門家が自身の評価として事業専用システム（Meetup）上で中小企業等が確認出来る箇所に表示されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に対するアンケート（本事業スキームを利用された中小企業等・IT専門家に対して、アンケートを実施いたします）
81	その他	手引書等で確認しても分からない事項が発生した場合、どちらに問い合わせればよいですか	<p>第Ⅱ期 中小企業デジタル化応援隊事業事務局へ下記の方法でお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業ホームページの「お問合わせフォーム」をご利用ください。 ・TEL番号：030-6833-2525 <p>※お問合せ時間：平日：9：00-17：00土日祝年末年始(12月29～1月3日)除く</p> <p>※なお、お電話でのお問合わせにつきましては、時間帯等によっては繋がりにくい場合もございますので、予めご了承ください。</p>